

(様式3)

措 置 報 告 書

防災第03-37号
平成27年6月22日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

防災対策部災害対策課長

平成27年6月17日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	広域防災拠点整備事業（北勢防災拠点施設整備）
通知事項	措置内容
<p>(動植物への影響について)</p> <ul style="list-style-type: none">・地元に確認のうえ、希少な動植物の調査を行ってください。・三重県自然環境保全条例により工事着手30日前までに通知を行ってください。	<ul style="list-style-type: none">・地元確認の結果、事業個所で希少動植物は生息していないことが確認されましたが、工事実施時において希少動植物が確認された場合は、関係機関と協議し、適切な対応を講じます。・三重県自然環境保全条例に基づき、期限までに通知を行います。
<p>(景観について)</p> <ul style="list-style-type: none">・環境配慮検討書3頁中「2計画地の社会的条件の現況等」の「(2)関係法令等による地域の指定・規制状況」について、「四日市市景観計画」を「四日市市景観計画区域」へ修正してください。・同「(5)自然景観・文化財等」について、「四日市市景観計画」も追加し、再調査をお願いします。	<ul style="list-style-type: none">・承知致しました。・承知致しました。
<p>(大紀環境及び騒音・振動について)</p> <ul style="list-style-type: none">・工事の実施においては、いわゆるポスト新長期規制適合車両、低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）に基づく低騒音型建設機械及び低振動型建設機械、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に定める排出基準適合車両及び「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）に基づく排出ガス対策型建設機械を優先的に使用する等、排出ガスや騒音・振動の低減に努めてください。	<ul style="list-style-type: none">・承知致しました。